

18 高循推第 336 号  
平成 19 年 1 月 25 日

高知県物品電子調達参加業者 様

高知県文化環境部  
循環型社会推進課長  
(公 印 省 略)

## グリーン購入における木材・木材製品の合法性の証明について

日頃は、グリーン購入の推進にご協力いただき、まことにありがとうございます。

グリーン購入法改正（H18.2）により、平成 18 年 10 月から国の機関では木材や木材製品を調達する際、「森林法などの関係法令に基づいて合法的に伐採されているか」の証明が必要になりました。

高知県でも、平成 18 年度グリーン購入重点調達品目のうち、本紙裏面の品目（木材・木材製品）については、その購入時の「判断基準」や「配慮事項」に、その製品の材料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出である証明が必要になっています。（高知県グリーン購入実施計画 H18.4 から適用）

つきましては、今後これらの該当製品を高知県に納品される際には、「木材合法性証明書」が必要となりますので、ご留意願います。（製品規格欄に「要：木材合法性証明書」と記載します。また、この合法性証明や高知県のグリーン購入に関する取組等は、下記 URL を参照願います。）

木材合法性証明書は、林野庁作成のガイドライン(H18.2)に基づき、発行されるようになりました。

合法性とは・・・伐採に当たって原木の生産される国または地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になされたもので、森林認証マークや業界団体が認定を受けた事業者が証明する方法などがあります。

### 【証明書不要の場合】

原料のバージンパルプが間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたものや、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には証明は不要である。

### 【問合せ先】

文化環境部 循環型社会推進課  
担当：西森文明（内線 9792）  
TEL:088-823-9792  
FAX:088-823-9283  
E-mail:fumiaki\_nishimori@ken4.pref.kochi.jp  
<http://www.pref.kochi.jp/~junkan/>